

吉賀町空家等対策計画（案）に係るパブリックコメントの結果について

吉賀町空家等対策計画（案）に関して、住民の皆さんに広く周知しご意見を募集したところ、次のとおりでしたので、報告します。

閲覧期間 令和3年2月22日（月）～3月19日（金）

閲覧場所 総務課、柿木地域振興室 ※町ホームページでも閲覧可

意見①	回答①
<p>道路に面した壊れかけた空家から、強風によって剥がれたトタンが近くの民家の前の柿木に突き刺さる事件が昨年ありました。少しずれていたらガラス戸を破って大事になっていたかもしれません。また、別の空家敷地内の倉庫からトタンが田んぼに飛んでいます。さらに、今年の大雪では、上記倉庫の屋根の一部が崩落してしまいました。所有者の親族に状況を伝えてみましたが、対応できるかは不明です。</p> <p>このように、古くて柱だけで建っているような空家・倉庫を、大きな事故になる前に対応できる仕組みが必要だと思います。</p> <p>何かある前に、所有者にという流れの中にその空家に関する連絡先の看板（連絡先は役場総務課）の設置許可をいただき、早い情報提供につながる手当を行うことを希望します。</p> <p>古い空家等の内、親族等が不明と思われる空家もあります。活用が困難と判断された建物については、計画的に解体していただき、その後の管理について、周りの方・地主とも協議し荒れ地にならないよう検討していただきたいと考えます。</p> <p>空家になる前に、ひとり暮らしであったり、既に施設等に入居し空家状態となっている家屋の事前管理カード（データ管理できるもの）をシステムの中に入れることができれば、各課で情報共有し有効な管理につながることを期待します。</p> <p>年齢60代 男性</p>	<p>ご意見のように、大きな事故になる前に、適切な管理が行われていない空家について、空家の所有者が遠方に居住、または相続により取得した等の事情により、空家の状況や所有者であることを認識していない可能性もあります。まずは所有者等に連絡を取り、当該空家の現状を伝え、処分や活用等について助言を行います。それで改善が見込めないようであれば、計画書の特定空家等に対する措置等及びその他の対処の項目に記載の手順に基づき対処を進めます。</p> <p>看板を設置することは困難でありますので、空家の所有者、管理者の方を法律上閲覧可能である固定資産税台帳等の情報から把握し、郵送や電話等により連絡を適宜行い、適切な管理を助言し対応したいと思います。</p> <p>計画書に記載しています①空家等の現状把握の取組方針として空家等のデータベースの整備を進め、ご意見にあった施設等に入所し空家になっている情報も適宜入力を行い管理運営を進めます。</p>

意見②	回答②
<p>特定空家等に関する措置及び対処について 基本個人の財産は個人の責任で管理しなければならぬことは言うまでもないことです。</p> <p>私も特定空家等に認定されそうな建物に困っています。このままだと隣家に倒れかかるのではと心配しています。</p> <p>放置されている事情は色々あると思います。この特定空家の対応は「命令」「行政代執行」まで進んでも解決は難しいかと正直感じています。</p> <p>過料や代執行の費用が本当に払えない人、払わない人もいらっしゃると思います。「命令」「行政代執行」になる前に解決するには、解体手続きまでの指導助言の充実と、費用面での一部助成が検討できるのならお願いしたい。</p> <p>年齢 70代 男性</p>	<p>ご意見のとおり、特定空家等になる前にまずは空家の適正管理が何より重要です。計画書に記載のとおり、管理不全な空家等に対する初動対応として、適正管理の依頼を行うほか、適正管理に関する情報を提供します。</p> <p>ご意見いただいた費用面での一部助成につきましては、老朽危険空家の除却に対する支援として、空家等の除却に係る費用の一部を助成する「老朽危険空家除却支援事業」の制度について、吉賀町空家等対策協議会においても、近隣自治体の制度も参考にしながら、検討を進めています。</p>